

秋田の輸出牽引企業等連携促進事業費補助金（クラスター枠）審査要領

第1条 目的

この要領は、秋田の輸出牽引企業等連携促進事業費補助金審査委員会設置要項第6条に係る、秋田の輸出牽引企業等連携促進事業費補助金（クラスター枠）の審査方法、項目及び基準等を定め、もって公正な審査を行うことを目的とする。

第2条 審査方法

審査は、秋田の輸出牽引企業等連携促進事業費補助金審査委員会（以下「審査会」という。）が提出書類に記載された事業計画（以下「事業計画」という。）とプレゼンテーションの内容に対して、本要領第3条の規定に基づき総合審査を行う。なお、審査委員会が認める場合は、プレゼンテーションに代えて書面による審査を行うことができる。

ただし、申請が6先を超える場合は、本要領第3条の規定に基づき事業計画に対する書類審査を行い、採点の上位6先を選出した上で、総合審査を行う。

第3条 審査項目及び基準

審査会の委員は、秋田の輸出牽引企業等連携促進事業費補助金（クラスター枠）審査票（様式第1号）により、事業計画を次の審査項目ごとに、審査基準に基づき採点する。

（1）審査項目

- a) 補助の必要性
 - ①事業者規模
 - ②補助金採択回数
 - ③海外展開の段階
- b) 事業計画の実現可能性
 - ④ジェトロ秋田による評価
 - ⑤実施方法・手順
 - ⑥準備状況
 - ⑦長期的計画性
- c) 事業計画の優位性
 - ⑧独創性
 - ⑨県内経済への波及効果

（2）審査基準

項目別に次の内容を目安とした点数による格付けとする。

a) 補助の必要性（20点満点）

①事業者規模

当該年度4月1日現在の従業員数について審査し、小規模な申請者への配点を高くする。

点数	内 容
5	構成員に、従業員数が製造業その他の業種は20人以下、商業サービス業は5人以下の小規模企業者を含む連携体
3	構成員に、小規模企業者を含まない連携体（製造業その他100人以下、卸売業・小売業・サービス業30人以下の中小企業者で構成）
0	構成員に、小規模企業者を含まず、従業員数が、製造業その他の業種は100人を超えるもの、商業・サービス業は30人を超える中小企業者を含む連携体

②補助金採択回数

海外展開を支援するため、県がこれまで実施した補助制度の採択回数について審査し、採択回数の少ない申請者への配点を高くする。

点数	内 容
5	これまで採択されたことがない
3	構成員のうち1者が、「海外取引支援事業費補助金」、「海外展開支援事業費補助金」、「海外新拠点開設支援事業費補助金」、「海外展開はじめの一步応援事業費補助金」のいずれかに1回採択されたことがある
1	構成員のうち2者以上が、「海外取引支援事業費補助金」、「海外展開支援事業費補助金」、「海外新拠点開設支援事業費補助金」、「海外展開はじめの一步応援事業費補助金」で通算2回以上採択されたことがある

③海外展開の段階

事業計画に記載された対象国・地域における申請者の海外展開の取組状況について審査し、初期段階にある申請者への配点を高くする。

点数	内 容
8～10	構成者のうち半数以上が、対象国・地域で取組を始めてから概ね3年以内であり、販売ルートの構築や取引先の新規開拓など取引を定着化させるための活動が必要と判断できる
4～7	全ての構成員が、他のいずれかにも該当しない
1～3	構成者のうち半数以上が、対象国・地域で取組を始めてから3年を経過し、かつ取引の維持や拡大のための継続的な活動や今後の事業計画の展開が見込めないと判断できる

b) 事業計画の実現可能性（40点満点）

④ジェトロ秋田による評価

ジェトロ秋田が所定の観点により、事業計画及び申請者の評価を行う。評価により付与されたポイントを2倍し、審査点数に加える。

なお、構成員に、ジェトロ「新輸出大国コンソーシアム」及び「輸出プロモーター」（以下、「専門家による伴走型支援事業」という。）に関連する企業者が含まれる場合は、所定のポイントを加え、評価点を算出する。ただし、構成員のうち2者以上が該当する場合は、上位のポイントのみを適用し、最大2ポイントまでを付与する。

評価項目	内 容	ポイント
・差別化された商材・サービスがある ・実施体制が整っている ・事業計画に期待が持てる	左記のうち3項目該当あり	3
	左記のうち2項目該当あり	2
	左記のうち1項目該当あり	1
	左記のいずれも該当無し	0

ポイント加算

専門家による伴走型支援事業	ポイント
採択済みである	2
申請中である	1

⑤実施方法・手順

実施手法や手順について審査し、海外現地又は県内で商談等を行うなど目標を達成できる実施手法をとっている申請者への配点を高くする。一方、商品改良事業、証明書等取得事業及び海外向けPR資料作成事業の各事業について、単一で事業を計画し効果が限定される場合は、配点を低くする。

点数	内 容
10	効果的に事業を組み合わせるなど、その手法や手順が特に優れていると判断できる
6～9	効果的に事業を組み合わせるなど、その手法や手順が優れていると判断できる
3～5	効果が限定的な事業を実施するなど、その手法や手順の一部に疑問点や不安要素がある
1～2	効果が限定的な事業を実施するなど、その手法や手順に疑問点や不安要素が多い

⑥準備状況

目標設定の有無や情報収集等の準備状況について審査し、事業計画の遂行に必要な十分な準備が行われている申請者への配点を高くする。

点数	内 容
10	確実に十分な準備が行われたと判断できる
6～9	十分な準備が行われたと判断できる
3～5	一部に準備不足が見受けられる
1～2	準備不足な点が多い

⑦長期的計画性

明確な目標を設定しつつ、その実現に向け複数年にわたる事業計画を有する申請者への配点を高くする。

点数	内 容
10	目標設定が明確で、かつ計画が綿密で実現可能性が高いと判断できる
4～9	目標設定が明確で、実現可能性があると判断できる
1～3	目標設定が不明確または実現可能性が低いと判断できる
0	複数年にわたる計画の記載が無い

c) 事業計画の優位性（20点満点）

⑧独創性

他に見られない取組や申請者なりの工夫の有無について審査し、事業計画に独創性のある申請者への配点を高くする。

点数	内 容
10	独創性があり、特に優れていると判断できる
6～9	独創性があり、一部に優れた点があると判断できる
3～5	一部に独創性があると判断できる
1～2	一般的であると判断できる

⑨ 県内経済への波及効果

事業計画全体について審査し、県内経済への波及効果が高い申請者への配点を高くする。

点数	内 容
10	県内経済への波及効果が特に期待できる
6～9	県内経済への波及効果が期待できる
3～5	県内経済への波及効果があまり期待できない
1～2	県内経済への波及効果が期待できない

(3) 意見

採点の根拠となる審査項目ごとの意見、総合的な意見、今後の事業計画策定の参考となるような意見等を記述する。

第4条 選定方法

審査における補助対象事業者の選定は、合計点数の得点割合が60%以上の者を対象に、予算の範囲内において、上位の者から委員の合議により行う。

なお、同点者が複数いた場合は、審査項目b)事業計画の実現可能性の点数が高い順に上位者とする。

- 2 選定は、委員長を除く出席委員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は委員長の決するところとする。
- 3 前項について、委員長欠席の場合は、委員長を副委員長に読み替えるものとする。
- 4 審査会は、補助対象経費の内容を審査する。このとき、事業計画の遂行を不当に困難とさせない範囲で事業計画の内容や経費について、調整を行う場合がある。
- 5 審査会は、事業計画の推進に関して特に必要と思われる場合には、選定に当たり条件を付することができる。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年7月16日から施行する。